

令和元年度事業報告

I. 協会の活動

1. 事業活動

(1) 事業活動を巡る状況

【建設産業の状況と新・担い手3法の成立】

建設産業は、交通基盤等の整備を通じて、わが国の経済成長を支えるとともに、インフラの老朽化への対応、さらには、災害時の応急対応など、国民生活の安全・安心を支えるなどの役割を担う重要な産業です。

しかしながら、建設産業の就業者は、ここ二十年ほど高齢化と減少傾向が続き、将来の担い手不足の状況にあります。

このような状況に対応し、昨年6月には、新・担い手3法と呼ばれる、品確法・建設業法・入契法が改正され、昨年10月には、品確法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、本年1月には「発注関係事務の運用に関する指針」が改訂されました。

品確法には、前回の改正で「将来の担い手の中長期的な育成・確保」が、目的に盛り込まれました。そして、発注者が取り組むべき事項として策定された「発注関係事務の運用に関する指針」には、「適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適切な設定」「適切な工期設定」等が規定されております。

【建設投資・公共事業予算の動向】

建設経済研究所と経済調査会は、昨年9月に、2019・2020年度の建設投資の見通しを公表しました。これによれば、令和元年度については前年度比で微増（2.2%増）、2年度については同じ水準（0.8%増）で堅調に推移する見通しです。

一方、公共事業予算については、令和元年度は前年度比約2割増と大幅に増加し、2年度もほぼ横ばいと高い水準が維持される予定です。

【特定技能外国人の受入】

政府は、不足する労働力を補うため、特定技能外国人を受け入れる新たな仕組みを整備し、昨年4月から、建設分野でも一部の職種でスタートしました。国土交通省は職種を拡大する方針を示し、当協会も協議を続けてきた結果、本年2月28日に、海洋土木工を含む7職種について追加が認められました。

【港湾関係の施策展開】

港湾局においては、「働き方改革」「担い手確保」の推進のため、各種試行工事のメニューを揃え、工事成績点の加点などのインセンティブ付与すること等を通じて、受注者そして業界に対し、「働き方改革」「担い手確保」に取り組むことを求めています。なお、各種試行工事のメニューに対しては、当協会からも改善を要望

してきたところです。

また、港湾局は、特定技能外国人受入に関しても、主体的に関係業界をまとめるとともに、国土交通省内の担当部署との協議・調整を進める等の対応を採ってくれています。

当協会としてもこのような動きに対して、常任委員会・同幹事会を中心に要望内容をまとめて当局との意見交換を行い、会員の置かれている実情やその意見を発注官庁に理解してもらい協会活動を展開してきました。

(2) 要望活動の改善

本部と支部が、意見交換・情報交換を密にし、連携の取れた要望活動を行うため、要望内容の決定プロセスを改善しました。

① 本部要望作成作業の前倒しと支部意見の徴収

要望内容を検討するため、30年度要望の実現状況の評価を行うとともに、アンケート調査を前倒し実施しました。また、要望素案を早めに支部に提示し意見を徴収しました。

なお、ご協力いただきましたアンケート調査を分析し、会報1月号及び協会HP（会員専用ページ）に掲載しました。

② 理事会で内容を最終決定

支部意見を反映した要望案を常任委員会で審議しました。この内容を理事会に諮って、要望内容を最終決定しました（局長要望の約1ヶ月前を目途に開催）。

③ 支部長発言機会の確保

本部の要望は全ての支部に関係するものですが、支部ごとに事情が異なります。支部として重要な事項をしっかりと伝えるため、港湾局長要望の場では、支部長から発言していただきました。

また、要望結果（港湾局からの回答）は、速やかに支部に連絡し、支部要望活動に反映しました。

(3) 港湾局長要望

会員の抱える課題を改善するため、令和元年11月14日に港湾局長要望を行いました。令和元年度の要望は、下記のように、「港湾関係事業の中長期見通しの提示と安定的な予算の確保」「作業船保有業者が持続的に活動できる入札契約制度・執行制度」「作業船の保有及び代替建造に対する支援」「海上工事における働き方改革と担い手確保」の4つの柱立てとしました。

要望においては、「中長期計画の提示」の必要性や「地元向け発注増」などについて、支部長から発言していただきました。

令和元年度 国土交通省港湾局長要望事項

- I. 港湾関係事業の中長期見通しの提示と安定的な予算の確保
- II. 作業船保有業者が持続的に活動できる入札契約制度・執行制度
 1. 地域の守り手である作業船保有業者が元請受注できる機会の確保
 - (1) 総合評価制度における作業船評価の改善
 - (2) Aランク中小企業の元請受注の確保
 - (3) 地元業者向けの工事量の確保
 - (4) 適切な入札価格設定のための地方公共団体との連携強化
 2. 下請契約・下請価格の適正化
 - (1) 低入札価格調査基準の再引き上げ
 - (2) 適正な下請契約・下請価格実現への取り組み
- III. 作業船の保有及び代替建造に対する支援
 1. 作業船を保有する上での負担軽減
 2. 作業船代替建造の支援
- IV. 海上工事における働き方改革と担い手確保
 1. 海上工事システムの改善
 2. 「働き方改革」に関する当局の取組（各種試行）に対する要望
 3. 働き方改革を推進するための協働

国土交通省港湾局からは、以下のように回答がありました。

① 港湾関係事業の中長期見通しの提示

- ・提示の仕方を含めて前向きに検討する。

② 安定的な予算の確保

- ・要求できる範囲で目一杯要求している。
- ・様々な種類の予算の必要な額の確保に向けて努力する。

③ 総合評価における作業船評価の改善

- ・「使用しないでも加点」「環境性能の点数戻し」の要望は、引き続き、意見交換したい。

④ Aランク中小の元請受注機会の確保

- ・JVを組みやすいよう客観点数の要件を下げた。また、中小への発注は、前年度を上回るように指導している。

⑤ 地元業者向けの工事量確保

- ・地整毎に工事量の確保を指導している。
- ・要件緩和は、同種工事の施工実績の工事量を緩和をするとともに、下請実績の要件緩和をしている。
- ・地域精通度の加点は、この項目で作業船評価ができるようにした。
- ・平準化を進めるとともに、発注の見通しを毎月更新するように指導している。

⑥ 適切な入札価格設定のための地方公共団体との連携強化

- ・土木部長会議等で周知していく。

⑦ 低入札価格調査基準の更なる引き上げ

- ・国土交通省全体で取り組む。

⑧ 適正な下請契約・下請価格実現への取組

- ・三者連絡会を積極的に展開し、下請業者への支払いを確認している。
- ・変更契約書提出の義務化については、意見交換したい。

⑨ 作業船の保有上での負担軽減

- ・難しい面もあるが、支援策を検討していく。

⑩ 作業船代替建造支援

- ・買換等に対する課税の特例措置は、恒久的なものではないため、代替建造時には是非とも制度の活用をお願いする。

⑪ 海上工事システムの改善

- ・改善のため、引き続き、試行工事を推進していく。
- ・費用の改善については、実態調査をしていきたい。

⑫ 「働き方改革」に関する当局の取組に対する要望

- ・工程表の義務付けに対する地整や地方公共団体の意見を聞いていく。
- ・休日確保評価型のインセンティブは、アクシデントを考慮し、努力が無駄にならないよう評価したい。

⑬ 働き方改革を推進するための協働

- ・船舶損料は、今年が改訂の年、調査に協力を願う。
- ・作業船係留施設は、各論で進めるべき、局・事務所との意見交換で、個別具体の要望をしていただきたい。

なお、令和元年度は、各協会からの要望内容に対する港湾局の対応方針について、事前に提示を受け意見交換する機会を設けていただきました。

(4) 作業船税制（買換特例）に関する港湾議員連盟への要望

令和元年度は、作業船の買換等の場合の課税の特例措置の期限切れの時期に当たりました。8月に行われた港湾議員連盟総会において、発言の機会が与えられ、本制度の延長を要望しました。

(5) 船舶作業員の斡旋事業

当協会は、構成員である会員会社が作業員を他の会員会社に融通（送出）することができる「建設業務労働者就業機会確保事業」を運用しています。建設作業員の人材派遣は法的に禁止されていますが、本事業によれば作業員を他社に融通することが可能になります。

本幹旋事業をより効果的に運用するためには、構成事業主を増やす必要があり、令和元年度は以下の会員が「送出事業主」「受入事業主」になっています。

なお、令和元年度は「送出事業主」と「受入事業主」とのそれぞれ2社間で、18件延べ31人の融通がありました。

また、今年度に、アイエン工業(株)及び京浜港湾工事(株)の2社が、新たに受入事業主に登録されました。

【送出事業主会社】 4社

・松浦企業(株) ・高砂建設(株) ・新潟建工(株) ・(株)マリン興業

【受入事業主会社】 17社

・松浦企業(株) ・高砂建設(株) ・(株)古川組 ・新潟建工(株)
・(株)細川産業 ・宮城建設(株) ・(株)谷村建設 ・(株)本間組
・加賀建設(株) ・日本海建設(株) ・大旺新洋(株) ・(株)瀨谷建設
・(株)マリン興業 ・(株)青木組 ・青木マリーン(株)
・アイエン工業(株) ・京浜港湾工事(株)

(6) プッシャーバージに係わる安全規制への対応

当該規制は、平成30年8月1日より適用が開始されました。当協会は、海事局から入手した資料を周知するとともに、海事局資料の解説をQ&A形式で作成し、協会HP(会員専用ページ)に掲載してきました。

適用日以後は、会員からの質問や意見を受け、海事局と協議を行いました。昨年、6月と10月に、会員からの要請を受けて協議しました。

(7) 建設キャリアアップシステム(以下、「CCUS」という。)への対応

CCUSは、昨年4月からシステムが運用開始となりました。

国土交通省は、従前より、CCUSを用いた各種の施策展開を図る方針を示しています。例えば、特定技能外国人にはCCUS登録を義務づけるなど、活用範囲を拡大しています。

この一環として国土交通省は、CCUSと連動した能力評価※を行うこととし、登録基幹技能者講習実施機関に対して、能力評価基準を策定し能力評価を行うことを求めてきました。

当協会は、会員企業及び技能労働者が相当数のCCUS登録を行っている状況を踏まえ、能力評価を行うべく、海上起重技能者の能力評価基準及び能力評価実施規程を作成し、国土交通省と協議を行いました。

【参考】CCUSと連動した能力評価基準

CCUSでは、技能者の能力を4段階に分けて(レベル1~4)、色分けしたカードを付与することとしています。

専門業の種類によって必要とされる能力は異なりますが、1)就業日数、2)保有資格、3)職長等としての就業日数の3つを指標として、それぞれの専門業団体が評価基準を策定し、国土交通省がそれを認可する仕組みとなっています。

- ① レベル1 初級技能者
- ② レベル2 中堅の技能者
- ③ レベル3 職長として現場に従事できる技能者
- ④ レベル4 高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者）

（8）港湾におけるICT導入への対応

国土交通省港湾局は、「港湾におけるICT導入検討委員会」を設置し、関係者から意見を聴取しながら、港湾工事におけるICTの導入を進めています。令和元年度は、

- ① 浚渫工については、施工のICT化の試行工事を実施
- ② 基礎工、ブロック据付工については、昨年度に引き続きモデル工事を実施
- ③ 本土工については、ケーソンの自動据付のモデル工事の検討

に取り組み、モデル工事及び試行工事で得られたデータを基に、要領類の改訂・整備がなされました。

当協会は、委員会・WGに出席し、取組内容について意見を述べてまいりました。

また、技術委員会のメンバーにWGや委員会の報告をしています。8月には技術委員会を開催して港湾ICTに関して情報共有するとともに、国土交通省港湾局の担当者との意見交換をしました。

（9）特定技能外国人受入問題に対する対応

政府は、不足する労働力を補うため、出入国管理及び難民認定法の改正を行い、新たな制度で外国人材の受入制度を整備しました。建設分野においても、型枠・鉄筋・土工などの11職種は、平成31年4月より、新たな仕組みでの受け入れが可能となりました。

会員ニーズを確認するとともに、海洋工事を対象職種（海洋土木工）に盛り込むため、国土交通省との調整を行いました。

そのような中、昨年6月に、港湾局が、関係協会連携の下に、特定技能外国人材受入に係る諸課題に対応していく方針を示し、当協会もその方針に従ってこの問題に取り組み、海洋土木工は、本年の2月28日に、受入対象職種として閣議決定を受けることができました。

（10）働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

「働き方改革」は、全ての建設労働者に関係する課題です。埋立浚渫協会、日本

港湾空港建設協会連合会、全国浚渫業協会、日本潜水協会、そして、当協会の港湾建設関係5団体は、「働き方改革」に関して連携・協力しています。

関係団体は、一昨年(2021)の8月に最初の会合を持ち、働き方改革を進める上の課題を出し合いました。昨年は、4月及び10月に意見交換会を開催するとともに、7～8月に現場で働く労働者を対象とした意識・実態アンケート調査、11月に関係5団体の共同記者会見を行いました。

(1 1) 担い手確保のための取組

「担い手確保」活動の一環として、令和元年7月の清水港「海フェスタ」において、中部支部と協働しパネル展示と協会パンフ配布を行いました。

また、担い手確保育成の取組説明会(事務局:建設業振興基金)に出席し、情報収集しました。

(1 2) 他機関への協力等

当協会は、従前より、他機関等が行う技術・施工調査等の委員会に委員の推薦を行うとともに、地方公共団体が実施する大規模海上工事に対して当協会が有する海上施工技術情報の提供を行なっています。

令和元年度は、以下の委員会に委員として参画しました。

- 1) 港湾におけるICT導入検討委員会〈(一財)港湾空港総合技術センター〉
同施工WG
- 2) 海上工事施工管理技術者認定試験委員会〈同上〉
- 3) 損料算定検討会〈同上〉
同WG
- 4) 船舶および機械製造修理請負工事積算基準検討会〈同上〉

(1 3) その他の取り組み

① 情報公開

協会の事業活動報告、収支予算書、決算書、財務諸表等をホームページ上に公開しております。

② 講演会等の開催

本部の理事会及び総会開催時に合わせ、国土交通省から講師を招き、港湾行政に関する講演会を開催しました。

③ 建設マスターの推薦団体の承認

当協会は、建設マスターの推薦団体として承認されました。

早速、「建設機械運転工(海上工事に限る)」について、支部からの申請を受け、建設マスター1名、建設ジュニアマスター1名を推薦しました。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

安全確保対策は、協会活動の重要事項と位置づけて取り組んでおります。また、当協会が作成したマニュアルのフォローアップを行い改訂します。

① 安全パトロールの実施

令和2年1月14日に、荻田港新松山地区浚渫工事のクラブ浚渫船上において安全パトロールを実施しました。

② 安全啓蒙ポスターの配布

作業船による海上工事の安全確保のため、安全啓蒙ポスターを作成し会員各社及び関係官公庁に配布して周知を図ります。

③ 鋼橋海上（水上）架設工事マニュアル（積算編）の改訂

本マニュアルは、当協会が（一社）日本橋梁建設協会と共同して作成したものです。平成24年に（一財）港湾空港総合技術センターの「港湾空港新技術・新工法積算基準ライブラリー」に掲載されたものの「案」に留まっておりました。

昨年、ライブラリーの発行機関である（一財）港湾空港総合技術センターと正式掲載の調整が調いました。令和2年3月に改訂版が発刊されました。

④ 「作業船団安全運航指針」の改訂

本指針は、平成20年度に改訂版を発行しました。改訂版発行から既に10年以上が経過したことから、安全対策委員会が、昨年度から改訂作業を行い、発刊の準備を整えました。

(2) 受託事業

当協会の設立以来研鑽を重ねて来ました海上起重技術の調査研究は、各方面から高く評価されております。令和元年度は、（一財）港湾空港総合技術センターから「作業船在場調査業務」、「横浜港湾施設施工検討における機材調達に係る資料整理業務」を受託し、調査を行いました。

3. 資格認定事業

(1) 海上起重作業管理技士資格の認定

令和元年度の海上起重作業管理技士技術講習・認定試験は、10月に東京及び大阪会場において実施し、108名を海上起重作業管理技士として新たに認定しました。これにより平成3年の制度創設以来、29年間の資格認定者は、5,705名となりました。

(2) 登録海上起重基幹技能者資格の認定

当協会は平成20年9月に、国土交通大臣より、建設業法施行規則第18条に規定する「登録基幹技能者講習実施機関」としての認可を得て、同年度より講習・試験

を実施してきています。令和元年度は、東京、福岡の2会場で実施し、104名を「登録海上起重基幹技能者」として認定しました。これにより12年間での認定者の総数は、1,518名となりました。

認定者には基幹技能者としての意識の向上と責任感を自覚していただくため、「ステッカー」と「腕章」を配布しました。

なお、港湾工事共通仕様書（国土交通省港湾局）には、船団長の配置が義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者については、船団長要件を有する者とみなす」、とされています。

（3）両資格の更新講習

令和元年中に両資格の有効期限を迎える者を対象に、更新講習を実施しました。更新講習は、9～11月にかけて、東京、神戸、福岡、札幌の4会場で行い、「海上起重作業管理技士」は173名、「登録海上起重基幹技能者」は263名が、資格者証の更新を行いました。

（4）基幹技能者制度推進協議会への参画等

基幹技能者制度推進協議会は、基幹技能者資格を整備・運営する資格制度運営団体が、情報交換や協議を通じて制度の適正な運営と基幹技能者の一層の周知・活用を推進するための協議会で、当協会も平成21年度より加盟しています。

（5）講習テキストの更新

当協会は、両資格の講習テキストを作成しています。一昨年6月より改訂作業に着手して昨年9月に完了し、令和元年度の講習会から使用しています。

4. 広報活動

（1）海技協会報や事業関係等資料の発刊、配付

「海技協会報」（マリン・プロフェッショナル）は、平成31年4月号（NO. 131）から令和2年1月号（NO. 134）まで四半期毎に発行し、会員各社、関係官公庁、関係団体に配布しました。

また、協会の活動状況を広く理解いただくための資料として、「会員名簿」、パンフレット「海技協案内」、「海技協・事業活動概要」を作成し、広報活動や要望活動に活用しました。

（2）ホームページによる広報と会員専用ページの運営

当協会では、ホームページを設けて、協会の概要である「海技協とは」をはじめ、事業概要、定期刊行物、認定試験・講習会情報などを掲載し、会員のみならず一般

の方に広くお知らせしています。

また、会員への情報提供を迅速に行うため、協会ホームページに会員専用ページを設けています。情報は、関係所管省庁からの通達等、協会活動報告及び協会からのお知らせを、令和元年度には51件を掲載しました。

(3) 支部総会等を活用した本部活動報告

会員企業が一堂に集まる支部総会等で時間をいただき、その時の最近の話題について、周知・依頼・報告等を行いました。なお、説明資料は、協会HP（会員専用ページ）に掲載しました。

5. 会員関係者の表彰等について

当協会に係わる令和元年度の表彰等受賞者は、次のとおりでした。

(1) 藍綬褒章（令和元年春）

小島 徳明 氏（株）小島組 代表取締役社長

(2) 国土交通大臣表彰

大川 満安 氏 門田建設（株） 現場主任

(3) 北海道開発局長表彰

西村 幸浩 氏（株）西村組 代表取締役社長

(4) 東北地方整備局長表彰

田中 眞一 氏（株）細川産業 作業員

(5) 関東地方整備局長表彰

栗原 久和 氏 栗原建工(株) 前代表取締役（故人）

(6) 中部地方整備局長表彰

古川 勝 氏（株）古川組 静岡支店執行役員支店長

松浦 眞明 氏 鈴与建設(株) 取締役土木事業部長

(7) (公社) 日本港湾協会 港湾功労者表彰（※）

境屋 聡 氏 深田サルベージ建設(株) 技手

半田 眞司 氏 山陽建設(株) 取締役土木統括部長浚渫部長

山元 昭俊 氏（株）植村組 土木本部・土木部工事部長

（※）港湾協会より内定の連絡を頂きました。

6. 支部活動

令和元年度に行った主な支部活動は以下のとおりです。

(1) 支部総会

北海道支部 4月17日 札幌市

東北支部 6月13日 仙台市

関東支部	5月10日	東京都
中部支部	9月13日	静岡市
近畿支部	10月8日	神戸市
中国支部	12月3日	広島市
四国支部	6月10日	高知市
九州支部	4月15日	下関市
沖縄支部	7月19日	那覇市

なお、北陸支部は、支部総会を隔年で開催しています。

(2) 支部要望活動（関係官庁との意見交換会）

北海道支部	12月7日	北海道開発局（港湾関係7団体合同）
東北支部	12月16日	東北地方整備局
関東支部	12月6日	関東地方整備局
	4月26日	鹿島港湾・空港整備事務所
北陸支部	12月10日	北陸地方整備局
		（全浚日本海支部と合同、日港連北陸支部と同時日）
中部支部	12月5日	中部地方整備局（全浚東海支部との合同）
近畿支部	12月9日	近畿地方整備局
中国支部	12月3日	中国地方整備局
	7月30日	境港湾・空港整備事務所
	11月22日	広島港湾・空港整備事務所
四国支部	2月21日	四国地方整備局

なお、九州支部では、九州地方整備局との意見交換会を予定しましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

また、地整幹部との意見交換会のみならず、積算や現場の実施に関する実務的な課題で、地方整備局の担当者との実務者級の意見交換会を実施している支部もあります。

(3) 講習会等の実施

① 海上起重作業管理技士・登録海上起重基幹技能者の更新講習会（再掲）

更新講習会は、4支部（北海道、関東、近畿、九州支部）の全面的な実務支援の下に実施しています。

② 他協会の地方支部と合同で行った安全講習会等

各支部は、日本埋立浚渫協会等の他協会と共同して安全講習会を行い、事故防止に努めているほか、各種セミナー・講習会を共催しています。

③ 地方整備局等が行う講習会への参加

各支部は、地方整備局が行う講習会に参加しました。

(4) 防災協定に基づく訓練への参加や防災資機材（作業船等）の報告など

各支部は、地方整備局、管内の港湾管理者及び港湾関係団体と包括災害協定を締結し、非常事態に備えています。

令和元年度は、現地の防災訓練として、北海道支部が7月に岩内港・10月に函館港で、中部支部が9月に三河港で、沖縄支部が11月に平良港で行われた大規模地震・津波防災訓練に参加しました。

また、各支部は、包括災害協定に基づき、災害時に使用可能な作業船の報告を行うほか、机上訓練の実施、災害協定及び防災時の対応計画の運用の協議・意見交換を行っています。

注) 東北支部：秋田港での訓練及び関東支部：調査船派遣訓練については、参加予定でしたが、荒天により中止になりました

(5) その他の支部活動

- ① 支部内の会員同士の懇談会、地方の他協会支部との会議の開催
- ② 各種表彰者の推薦
- ③ 作業船動向調査（北海道支部）
- ④ 海フェスタ、開港150周年などの地域イベントの実行委員会への参画

II 会務運営

1. 第33回通常総会

令和元年5月10日に「都市センターホテル」において開催しました。

第33回通常総会の成立を宣言し、議長選出、議事録署名人を選出して、次の議案について審議され、理事会提案どおり承認可決されました。

報告事項①	平成30年度事業報告の件
第1号議案	平成30年度収支決算の件
報告事項②	令和元年度事業計画の件
報告事項③	令和元年度収支予算の件
第2号議案	役員任期満了に伴う選任の件

2. 理事会

◎第 87 回理事会

令和元年 5 月 10 日に「都市センターホテル」において、通常総会に先立ち開催し、事務局提案通り承認されました。

- 第 1 号議案 平成 30 年度事業報告の件
- 第 2 号議案 平成 30 年度収支決算の件
- 第 3 号議案 役員任期満了に伴う選任の件
- 第 4 号議案 その他議案の件
 - 1. 会員の入会及び退会に関する件
 - 2. 協会長表彰候補者に関する件

◎第 88 回理事会

令和元年 10 月 21 日に「都市センターホテル」において開催し、令和元年度の港湾局長要望書の内容が審議決定されました。また、その他議案の件は、事務局提案通り承認されました。

- 報告事項① 令和元年度事業活動状況報告の件
- 報告事項② 令和元年度収支予算中間報告の件
- 報告事項③ 働き方改革に関する埋立浚渫協会ほか関係協会との連携・協力の件
- 第 1 号議案 令和元年度港湾局長要望書の件
- 第 2 号議案 その他議案の件
 - 1. 特定技能外国人受け入れに関する件
 - 2. 建設キャリアアップシステムと連動した能力評価に関する件
 - 3. 会員の入会及び退会に関する件

◎第 89 回理事会

令和 2 年 3 月 19 日に「都市センターホテル」において開催し、事務局提案通り承認されました。

- 報告事項①② 令和元年度事業報告及び収支決算（見込）の件
- 第 1・2 号議案 令和 2 年度事業計画及び収支予算の件
- 第 3 号議案 建設キャリアアップシステムと連動した能力評価事業の件
- 第 4 号議案 その他議案の件
 - 1. 特定事業外国人材の受け入れに関する件
 - 2. 会員の入会及び退会に関する件
 - 3. 令和 2 年度通常総会（第 34 回）開催に関する件
 - 4. その他

3. 支部長会議

令和元年 11 月 14 日に「都市センターホテル」において開催し、下記の議案について事務局より説明し議論しました。

- (1) 令和元年度港湾局長要望について
- (2) 令和元年度協会活動について

4. 常任委員会

常任委員会は専門委員会の中において理事会に次ぐ役割を有し協会運営全般を審議の対象にしています。

令和元年度は、令和元年 9 月・2 年 2 月に 2 回の委員会を開催し、次の事項について審議しました。

- (1) 令和元年度協会組織について
- (2) 第 89 回理事会、支部長会議提出議案について
(第 89 回理事会は 3/19 に開催)
- (3) 令和元年度協会活動方針について
- (4) 令和元年度港湾局長要望事項について
- (5) 建設キャリアアップシステムと連動した能力評価について
- (6) 特定技能外国人材の受入について
- (7) その他

また、事務局から、委員各位にメール報告（情報提供）し、必要に応じて意見交換を行いました。

5. 常任委員会幹事会

常任委員会の事前検討機関として、令和元年度は 2 回の幹事会を開催しました。第 1 回は元年 7 月に開催し、港湾局長要望書素案を取りまとめました。第 2 回は 2 年 1 月に開催し、令和元年度の事業報告、令和 2 年度の事業計画について審議するとともに、港湾局担当者と意見交換しました。

要望書素案のとりまとめの一環として、「前年度要望の実現状況」及び「アンケート調査票」を事務局から幹事各位にメール照会し、内容を取りまとめました。

6. 事業委員会

事業委員会は、会員から出された「積算・発注業務に関する意見交換議題」を取りまとめ、5 月に港湾局の担当者と意見交換会を行いました。なお、意見交換会資料及び結果概要は、協会 HP（会員専用ページ）に掲載しました。

7. 技術委員会

技術委員会は、8月に技術委員会を開催し、港湾ICTに関する情報共有するとともに港湾局の担当者と意見交換しました。技術委員会資料及び結果概要は、協会HP(会員専用ページ)に掲載しました。

8. 広報委員会

広報委員会は「海技協会報(マリン・プロフェッショナル)」の編集発行、並びに、広報冊子の作成配布を行いました。また、2回の委員会を開催し、年間の広報内容について審議するとともに、支部の広報活動などについての情報交換を行いました。

(1) 会報の発行

会員への情報提供と協会加入意義の浸透を図る、効果的な外部へのPRを行う、会員に役立つ情報を提供する、の方針の下に編集を行いました。概ね、以下の内容を掲載しています。

① 技術情報の提供

- ・主として行政機関による技術情報
- ・会員の施工工事情報

② 関係行政施策の提供

- ・各種関連通達
- ・施策
- ・港湾をめぐる動向等

③ 会員会社が自ら作成する記事の掲載

- ・会員寄稿文
- ・協会(本部及び各支部)活動状況 等

(2) 広報冊子の作成配布

協会の事業活動の概要を取りまとめた「海技協・事業活動概要」及びこれを要約したパンフレット「海技協案内」を作成し、広く協会を理解頂くために配布しました。

9. 技術認定委員会

技術認定委員会は、「海上起重作業管理技士」及び「登録海上起重基幹技能者」の資格認定事業を行っています。資格認定事業は、公正を期すために「海上起重作業管理技士認定試験委員会」及び「登録海上起重基幹技能者講習試験委員会」(いずれも委員長：池田龍彦 横浜国立大学名誉教授：放送大学副学長)を設け、試験問題及び採点基準並びに合否判定基準等を審議いただいています。

技術認定委員会は、上記の委員会に出席するとともに、幹事会を開催して下記の業務を行いました。令和元年度は3回の委員会、3回の幹事会を開催し審議を行いました。

- (1) 技術講習会・試験の実施スケジュールと案内の作成
- (2) 試験、講習会の実施方針の作成
- (3) 技術講習用テキストの改訂作業

- (4) 受験願書の確認
- (5) 試験問題の作成
- (6) 技術講習会・試験の実施
- (7) 認定試験結果の判定

なお、合格者は、事務局が本人に通知するとともに、協会HPに掲載しました。

10. 安全対策委員会

安全対策委員会は2回の委員会を開催し、作業船の安全運航に関する啓蒙活動を行いました。

- (1) 作業船団の安全運航確保啓蒙用ポスターの作成
- (2) 安全パトロールの実施
- (3) 事故の防止について

また、「作業船団安全運航指針」の改訂版の編集作業を行いました。

11. 支部事務局長会議

支部事務局長会議は広報委員会と同時に2回開催し、主として次の事項について検討しました。

- (1) 平成30年度本部・支部の活動報告、令和元年度の活動計画
- (2) 令和元年度本部・支部の活動報告、令和2年度の活動方針
- (3) 「海上起重作業管理技士」及び「登録海上起重基幹技能者」講習会・試験と更新講習会について